



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 22 日 (金)
第 8 4 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	災害対策基本法による指定地方公共機関の指定 (213) (危機管理政策課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (214) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (215) (〃) 3
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (216) (〃) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (217) (東部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (218) (〃) 5
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (219) (会計指導課) 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (220) (〃) 5
◇ 海区漁調 委告示	うなぎの採捕の制限 (1) 5
	すくい網漁業の操業に関する指示 (2) 6

告 示

鳥取県告示第213号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定による指定地方公共機関として、平成25年3月13日に、次の法人を指定したので、告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

一般社団法人鳥取県歯科医師会
 一般社団法人鳥取県助産師会
 一般社団法人鳥取県薬剤師会
 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

鳥取県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	通所介護	平成25年2月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	〃	〃
社会福祉法人だんのさと	鳥取市瓦町568	デイサービスセンター暖の里	鳥取市吉岡温泉町52-1	〃	平成25年3月1日
特定非営利活動法人桔梗会	鳥取市行徳三丁目976-2	デイサービスたちばな	鳥取市行徳三丁目976-2	〃	平成25年3月4日
株式会社平田組	米子市西福原三丁目11-25	レッツ倶楽部米子南	米子市石井701-1	〃	平成25年3月6日
有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	福祉用具貸与	平成25年2月27日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	介護予防通所介護	平成25年2月1日

社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町 83-3	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目252-1	〃	〃
特定非営利活動法人桔梗会	鳥取市行徳三丁目976-2	デイサービスたちばな	鳥取市行徳三丁目976-2	〃	平成25年3月4日
株式会社平田組	米子市西福原三丁目11-25	レッツ倶楽部米子南	米子市石井701-1	〃	平成25年3月6日
有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	介護予防福祉用具貸与	平成25年2月27日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人桔梗会	鳥取市行徳三丁目976-2	ケアマネ事業所ききょう	鳥取市行徳三丁目976-2	平成25年3月4日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	平成25年2月27日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	有限会社日進設備工業	東伯郡北栄町下神1-1	平成25年2月27日

鳥取県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から主たる事務所及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年1月21日
〃	〃	白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス株式会社	米子市皆生温泉二丁目14-13	白鳥ケアサービス福祉用具貸与事業所	米子市皆生温泉二丁目14-13	平成25年1月21日
〃	〃	白鳥ケアサービス福祉用具販売事業所	〃	〃

鳥取県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成25年3月14日
〃	〃	訪問リハビリテーションふじい	〃	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成25年3月14日
〃	〃	訪問リハビリテーションふじい	〃	〃

鳥取県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社智頭福祉サービスあたご	デイサービスセンターあたご	八頭郡智頭町大字智頭1547	平成25年3月13日	通所介護

鳥取県告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月22日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社智頭福祉サービスあたご	デイサービスセンターあたご	八頭郡智頭町大字智頭1547	平成25年3月13日	介護予防通所介護

鳥取県告示第219号

次のとおり鳥取県収入証紙小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成25年3月15日	境港市外江町1627-1	鳥取銀行境内浜出張所

鳥取県告示第220号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
453	株式会社鳥取銀行 溝口出張所	所在地	西伯郡伯耆町溝口 196-1	米子市福市1723- 8	平成25年3月4日
533	株式会社鳥取銀行 関金出張所	〃	倉吉市関金町大鳥居 80	倉吉市明治町1029 -1	〃
629	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	〃	鳥取市晩稲100-1	鳥取市晩稲348	平成25年2月27日

海区漁業調整委員会告示**鳥取海区漁業調整委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成25年3月22日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 試験研究のための採捕
- (2) 教育実習のための採捕
- (3) 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年3月22日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成25年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成25年3月22日付第201200191028号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければ

ばならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。